

「一般社団法人 キリスト者協働の家」について

《理念》

1. キリスト者協働の家の社員は、キリスト者が、家族や友人とのあたたかな交わりの中で、最期まで安心して暮らすことができるよう、神から与えられた賜物を持ち寄り、互いのために働き、仕えあいます。
2. 今、自分ができるとは何かを考え、神から示されるままに、喜んで働きます。
3. 人には、生まれてから死ぬまで、どんな時でも、神から任された仕事があることを覚え、忠実に誠実に黙々と働きます。
4. 与える人と与えられる人とは、互いに仕えあいます。お世話する人とお世話される人とも、互いに仕えあいます。
5. すなわち、人に与えるという仕事と人から与えられるという仕事、人のお世話をするという仕事と人からお世話を受けるという仕事、両者がそれぞれの仕事を通して関わりあい、互いの中に神の存在を見出し、信仰者として互いに成熟し、それぞれがその困難な仕事をお互いを通して最期まで全うできるよう、力を合わせ祈りあいます。

《目的》

1. 基金の募集と管理・運用
 - ①経済的に厳しい状況にある高齢のキリスト者、障がいを持つキリスト者の暮らしを支えるための基金を募集し、運用管理します。
 - ②キリスト者及び求道者がともに働きともに暮らす協働住宅を設置運営するための基金を募集し、運用管理します。
2. 共同住宅の運営
 - ①理念に基づいた働きを進めるための場として、共同住宅を設置運営します。
 - ②共同住宅の管理及び日々の業務、入居者の生活支援は、障害者就労支援事業所に委託契約することとします。それによって、障がいを持つ人たちに、働く場と対価を提供します。
 - ③自ら共同住宅で暮らすことによって、法人の働きを支えていくこともできます。
 - ④共同住宅の一部を、キリスト者のリトリートや、見守りが必要な高齢者の一時的な宿泊施設として設置します。
3. 引退牧師、伝道者の生活支援
 - ①高齢の牧師、伝道者の引退後の生活を、経済的な側面から支えるために、必要と認められる場合は、法人の基金の中から生活支援金を支給します。
 - ②希望者には、法人の共同住宅を住まいとして提供し、見守りと生活のお手伝いをします。
 - ③法人の共同住宅以外に、その人にとってふさわしいと思われる住まいがあれば、そこに入居して生活できるようにサポートします。